



島根県報

平成25年6月4日（火）

第2,500号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（　　　　　）	2
保安林の指定（3件）	（森林整備課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（　　　　　）	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水産課）	4

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河川課）	4
-----------------------------	-------	---

【特定調達公告】

ロータリー除雪車調達に係る一般競争入札の実施	（道路維持課）	5
------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第423号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設の許可をしたので、同法第104条の2第1号の規定により告示する。

平成25年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
社会医療法人昌林会	介護老人保健施設	介護療養型老人保健施設 昌寿苑	安来市安来町899番地1	平成25年6月1日

島根県告示第424号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

平成25年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
社会医療法人昌林会	介護療養型医療施設 安来第一病院	安来市安来町899-1	平成25年6月1日

島根県告示第425号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡美郷町惣森19、443
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第426号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町都賀行184-5、803-3から803-7まで

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第427号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町小松地138、596-1、598-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第428号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和59年10月3日農林水産省告示第2025号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第429号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成25年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 浜田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 2 益田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 3 温泉津町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成25年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
船舶係留施設（その他附属物含む。） 7基
- 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除去した日時
 - (1) 場所
二級河川堀川水系堀川（出雲市大社町杵築南、修理免地内）
 - ア 宇迦橋上流約160メートルの右岸に設置されている船舶係留施設及びその他附属物一式
 - イ ご縁橋上流約70メートルの左岸に設置されている船舶係留施設及びその他附属物一式
 - ウ 神光寺橋上流約30メートルの右岸に設置されている船舶係留施設及びその他附属物一式
 - エ 神光寺橋上流約105メートルの右岸に設置されている船舶係留施設及びその他附属物一式

- オ 神光寺橋上流約75メートルの右岸に設置されている船舶係留施設及びその他附属物一式
- カ 宇迦橋下流約35メートルの右岸に設置されている船舶係留施設及びその他附属物一式
- キ ご縁橋上流約5メートルの左岸に設置されている船舶係留施設及びその他附属物一式

(2) 日時

- ア 平成25年4月25日10時25分から同日10時45分まで
- イ 平成25年4月25日11時30分から同日12時00分まで
- ウ 平成25年4月25日10時45分から同日10時55分まで
- エ 平成25年4月25日11時00分から同日11時15分まで
- オ 平成25年4月25日10時45分から同日10時55分まで
- カ 平成25年4月25日9時20分から同日9時40分まで
- キ 平成25年4月25日9時45分から同日10時20分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

- ア 平成25年4月25日 14時10分
- イ 平成25年4月25日 14時10分
- ウ 平成25年4月25日 14時10分
- エ 平成25年4月25日 14時10分
- オ 平成25年4月25日 14時10分
- カ 平成25年4月25日 14時10分
- キ 平成25年4月25日 14時10分

(2) 場所

県道斐川出雲大社線 北神立橋 斐川町側桁下 県有地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

- (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示
- (2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課 電話 0853-30-5632

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年6月4日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ロータリー除雪車2.2メートル級 1台
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月14日（金）

(4) 納入場所

島根県県央県土整備事務所長が指定する場所

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類「4 機械器具類」中分類「(4) 産業機器」又は大分類「5 車両船舶類」中分類「(1) 車両類」の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税又は自動車リサイクル料金を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成25年7月9日午後4時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成25年7月17日午前10時から同月18日午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

平成25年7月18日午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

ウ 郵便による入札については、平成25年7月18日正午まで（必着）に、イの場所に書留郵便により郵送すること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年7月19日午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成25年7月9日までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成25年7月9日までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

イ 島根県ホームページ上

7 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Rotary snowplow in the 2.2m class : 1

(2) Bid tendering date and time : 10 : 00a.m. , July17, 2013 ~ 4 : 00p.m. , July18, 2013

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, 8 Tono-machi, Matsue-shi, SHIMANE, JAPAN
690-8501 (Phone : 0852-22-6046)